

P-33



小治の成社治由來記全

澤田總右衛門編輯

社務所藏版

特48

717



發給  
出光



Vertical text on the right side of the page, including a date and a signature.

明治辛巳夏

後一位忠恕書



蘇原文貞公之精忠大節赫奕史  
傳獨至其墳墓地人或不知焉往年  
清宮秀呈著墳墓考伊能穎則  
著事蹟考其於公遺蹟徵諸文獻  
質諸口碑考博而證據確公墳  
墓於是始著明治十年名古屋村

澤田某等就公墳墓乞創建祠宇  
終被允後 朝廷賜金若干以助  
其費又特命前縣令柴原和建紀  
念碑某等感奮大營社殿宏壯  
輪奐尋又合刻清伊二氏著書附  
以日本史列傳及村田良弼所著

年譜為一卷將以領同志來徵序  
余客歲巡郡之日拜公墳墓觀紀  
念碑仰公之忠節感清伊二氏之  
功勞而善澤田氏之美舉俛仰  
久之去今是書之成豈可無一  
言乎故不辭而序

明治十四年九月

千葉縣令從五位重五等勳越前守



小御門神社御由來記

○藤原師賢公傳

贈大納言源光國修

藤原師賢。內大臣師信之子也。家稱花山院。分脈事花園帝為參

議。兼左大辨。超拜權中納言。聽帶劍。後醍醐帝即位。兼中宮權大

夫右衛門督彈正尹。陞正二位大納言。公卿帝圖誅北條高時。師賢

首預焉。既而事洩。北條高時捕權中納言藤原資朝等。太平師賢

屏居北山。及高時遣人執僧圓觀。右中辨藤原俊基等。朝廷震恐。

師賢乃復出仕。新築和哥高時遣兵將遷帝。師賢及權中納言藤原

隆資。夜奉帝出禁中。至三條河原。命師賢著袞龍衣。乘御輿。詐為

帝。權中納言藤原隆資。左近衛中將藤原為明。源定平翼從。適延

曆寺以圖綴賊兵。僧徒奉迎。衛護甚謹。居之西塔。賊兵來攻。僧徒

拒破之。既而議將以本院為行宮。眾悉來集。促駕會風揚。與簾見

師賢袞衣而坐。眾皆愕然。增說云。開帝實在此。眾知見欺。眾漸離散。相率而去。師賢與隆資



等。遁如笠置。太平記笠置陷。與藤房源具行扶帝出奔。路相失就虜。

增鏡薙髮号素貞。公卿補任○太平記云、師賢於配所薙髮、蓋誤、明年夏高時流之于下總囚于

葉貞胤家。增鏡○太平記師賢少好學。不以榮辱經心。其在配所。每想及

君。未嘗不歔歔流涕。自誦曰。主憂則臣辱。主辱則臣死。今日何時

薙。臨輓裂非所患也。太平記時々風詠自遣。新樂和歌集是冬病薨。常樂記

平年三十二。公卿補任贈太政大臣。謚曰文貞。新樂和歌集二子家賢。信賢。

尊野分脈家賢事後醍醐帝爲侍從。尋事光明院爲參議。公卿補任正平六

年。詣行在。太平記尋復仕崇光院後光嚴院爲權中納言。公卿補任至二

十一年。再詣行在。爲大納言。歷內大臣右近衛大將。是年薨。号妙

光寺。三子長親。長賢。僧元要。新樂和歌集長親有文學事親而孝。弱冠

丁父憂。行三年喪。哀毀過禮。服未闋。後村上帝崩。賜素服。託和歌

言懷。辭氣悽愴。時人傳誦之。耕雲口傳、新樂和歌集後任中納言。兼文章博士。

陸大納言右近衛大將。新樂和歌集剃髮法名明魏。号耕雲山人。古本仙源

抄跋住南禪寺禪栖院。學和歌於宗良親王。深得師法。與撰新樂和

哥集。所著有耕雲口傳。耕雲口傳又曉音律。旁通韻學。著片假名反切

義解。本書長賢爲權中納言。元要人明求法。新樂和歌集信賢官內大臣。

常樂記一女亦善和歌。新樂和歌集

○文貞公事蹟考 伊能穎則撰

師賢公は、御堂關白道長公の流乃藤氏よて、花山院内大臣師信公の男なり、花園

天皇の朝に仕へて、參議をなり、左大辨を兼、權中納言に轉じ、帶劔を聽さる、後醍

醐天皇日嗣知召て後、中宮權大夫、右衛門督を經、正二位に叙じ、大納言に至り、彈

正尹を兼ぬまひしかは、世には尹、大納言と申ける、天皇の終て承久の御無念

を繼せ給ひ、竊に鎌倉と討んの御結構まじませしかは、公を始、日野中納言資

朝卿右少辨俊基朝臣、四條中納言隆資卿、平宰相成輔等に、密に大事を謀らせ給

ひけるに元弘元年の夏の頃、此事關東にもれ聞ゆて、北條相摸守高時大に驚き、

諸大名を集めて評議しけるか、遂に執事長崎高資か議に隨ひ、資朝俊基兩卿を

失なひまいらせ、主上は高御座を押しをろし奉るへしめて、八月東使上洛すを沙

沈しければ、内裏にも主上侍臣を召集めぬまひて、何方へか遷幸あるべきと、異見と聞はせ給ひけるに、叡山ハ衆徒の心いまた合期せず、南都に赴かせぬまふへしと定め申ければ、八月廿四日の夜、主上は、公と万里小路、中納言藤房卿、弟季房朝臣はかりを御供にて女房の車に御して、潜かに九重を忍ひ出させぬまふ、源中納言具行卿、按察使大納言公敏卿、六條少將忠顯朝臣、六條河原にて追附奉らる、是より御輿に奉りて南都の方へ赴かせぬまふ、駕輿丁にと大膳大夫重康、樂人豊原兼秋、隨身秦久武まるる、この間兼て大塔宮に仰せ含めらる、事ありしかは、山門の衆徒の心を執らん爲にとて、公に袞龍の御衣を賜とり、法勝寺の前より瑤輿に駕て、假に行幸の躰に擬し、四條中納言隆資卿、二條中將爲明卿、中院左中將定平朝臣、衣冠を正し供奉の行粧を刷ろひて、叡山ハ西塔に登り、釋迦堂を假乃皇居と稱して諸方の軍勢を招かせらる、さる程に主上山門を御頼ありて臨幸ありし由聞ゆければ、東西兩塔に馳聚まる兵、雲霞の如く妙法院尊澄法親王、大塔宮護良親王の兩座主、解脫法相の衣を除きて、堅甲勇威の御姿に替させぬまへは、滿山の荒法師いづれも拳を握りて東使遅しと待かけぬり、兩六波羅この由を聞て、六千餘騎を搦手に、五千餘騎を追手よ、さし向て廿八日

東坂本よて合戦す、山門初度の軍うち勝て、悦ぶ事斜ならず、武家の滅亡近きにありを勇みける、然るに鎌倉より、大名六十三人よ、二十万七千餘騎をさし添て、急ぎ登すよし聞ゆければ、先皇居を本院よ移し奉りて、防禦乃策と回すへしとて、仙躰と促か、さん爲に、釋迦堂の庭上に衆徒拜列し、陛下に鳳輦をさしよする折しもあれ、山風颯と吹おろして、御簾忽に捲上られ、龍顏あらはに見ゆさせたまふを、人々頭を仰て拜み奉るに、主上にてはおはしまさす、尹、大納言にてたはしければ、衆徒これに興をさまして、思々に立去ける、後は再參るものもなかりければ、かくては如何あらんとて、其夜の夜半はかりに人々忍ひて山門を落ぬまふ、公は京都へと心さして、夜深く志賀の浦を過ぬまふに在明の月くまなく澄さぬりて、寄かへる浪乃音も、松吹風のひきまて収集ぬ、哀にたほしければ、

たもふことなくて、見まはのくと有明の月の志賀のうら浪、

その後主上の御もとに笠置山にかられして參りぬまひ、玉座を守護し奉られけるよ東軍やかて來り攻、城内忠義の士、いづれも力を尽して防ぎ戦ひければ、容易く落へしをも見ゆさりけるを、九月廿七日の夜、風雨烈しきに乘りて、陶山

小見山夜討して、坊舎に火をかけてければ、折ふ一山風吹かれて、炎皇居にたよふほとに、主上は三種神器を抱き奉らせぬまひ、公たよひ万里小路藤房卿、源中納言具行卿とともい火焰の中を遁れ出させたまひて、嶮岨の山路をりよはかとなくもどらせたまふに、もをより暗夜此ことなりければ、公も主上の御行方を見失ひまゐらせ、彼方此方よ立忍びて、御在所を聞定むるまではと思ひけるよや、竊よ京都よ歸りたまひて、北山の別業よ忍びてたはしけるよ、主上は武士をも執奉りて、六波羅よ御坐ます由聞けければ、今はをて御出家あを、法名素貞をり申ける、これは十月三日の事なりけり

按に御出家のこと、太平記には配所にての事とす、新葉集、南方記傳、増鏡等には、この時の事とす、いつれか正一からん定られたければ、恐らくは太平記乃方誤かと思ひて、其多に随ひつ、北山別業は、後に寺よなりて妙光寺といへり、かくて、東宮大夫師兼朝臣のもとにいひやりたまひける、

さらよまた住はてぬ身を歎くこりすて、も同くうき世なりけれ  
のへ一師兼朝臣

さらよまた歎くときけは、ろくはありいとほき世をすてりこつらふ  
此ところよも忍ひか糸させたまひて、あくのれ出つ、ところよ忍ひたまひける中よ、よみたまひとうた乃中よ、

庵むすふ山の下柴折々のあらまよ似ぬ身乃ゆくへ哉、

をもひか糸入よと山を立いて、まよふうき世もた、君のため、

遂に囚はれを成たまひて、明れ元弘二年五月、下總國よ流さるへきよ定まりて千葉介貞胤よ預けらる、かくて同月十日はかりよ、京都よ立出たまふとて、こかるとも何のなけかん君すまて憂ふるさと、なれる都を、

北の方は、右大臣家貞公乃御女なり、今はかきりの對面たよゆるさねは、

いまはとて命をかきる別路を後の世ならて何をたのまん、  
また衣を送りたまふとて、

里乃あまのとは馴ころも忍へをてからきよかれのかたみよりやる、  
これと見たまひて、北の方位々御かへと參らせらる、

里の海士の鹽馴ころもと、めてもなからへはこりかたみとも見ぬ、

又薰ものを送りたまひて是をたかは夢よ見ゆへきよと申れくりて其つ、み紙  
よ



馴々夜半のうつり香をすれすはけふりよりはんたもかけもかな、  
北乃方これをぬきで寝たまひけるよ、夢に見たたまひけりとう、さてみやこを立  
て、粟田口乃山莊を過ぬまふよ、

此里よみゆきせと世のおもかけり今日と涙と、もにさきたつ、  
尾張國より便につけて、京ろ人のもせに、

海山を見る空もなと我こゝろさなから君にりへて來ぬれば、  
けふまてはありと聞てもぬ乃むなよ猶ゆるすゑもとらぬ命に、

伊豆國よて三島大明神によみて奉り給ひける、

契ありてけふはみとまのみぬらとにうきかけうはず墨染の袖、

隅田川乃ほとりにて、

ことゝひていさゝとこゝにすみぬ河鳥乃名きくもむかしなりけり、

六月配所にねはとまとつきて七月七夕に七首歌よみ給ひける中に、

うむく身はかちの七葉もかきたへてけふ手にとらぬ草のうへの露、  
ぬなはぬにけふころひとりかこつらぬはねを並へとふるきちきりを、

ある時月を見たまひて

ふるさと此同一空とは思ひ出りのぬみの月乃くもりもりする、

又虫のぬを聞たまひて、

いにしへは露をけとひと虫の音をたつねぬ草のまくらにりきく

按よ此歌、新葉集には比叡山を下りて、笠置へ赴かせたまふ折の歌と、其詞か

さに、同じころの事にや 上に見えたるおもふこそなくてう見  
ま一云々云歌詠給ひ一同一時なり ある野原に夜を明し

たるに、秋の末つかたなれば、虫のこゑくさほひなくを聞て云々といへり  
然れと其時は國難よあたりたまひて種々御物思ひのけき折なれば、虫の音

などもて興たまふへくもあらず、さしも名たのき志賀の波上の月すら、たも  
ふことなくて見んと宣たまひて過たまひぬれば、草のまくらのむらのね

よ露分て尋ねいよ一へをおもひ出て、御身のうへの疇昔よかはれるを歎  
とたまへるらへ、必ず因はれを成たまへる後乃詠を聞ゆれば南方記傳に

配所にてよみ給へりとあるよ隨ひてこゝよ出一つ、

また三十一首歌よみたまひらうの上下にたける同文字なき歌、

あつまちやせこよのほかに旅ねてうき身はさうなれもふゆくすゑ、  
夢のよよけふうまれきてくやしさもひとかたならず身をはつるころ、

十月となりて御病にふりたまひ、次第におもらせたまひて、廿八日今は限りと  
 れほしけるにや、

雲の色よりくれ雪けの見ゆかてた、かさくらす今日の空哉、

死出乃山とゆんもしらてみやこ人猶さをもとこれやまつらん、

翌廿九日薨り給ひぬ、御齡三十二と聞き聞ゆ、太平記に、此人志學の年の昔より、  
 和漢の才を事として榮辱の中に心を止め給ひさり、かは、今遠流に刑に遇へ  
 る事、露はありも憂ひたまはず、主憂る則ち臣辱とめられ、主辱とめらる、則ち  
 臣死すといへり、縦骨を臨ませられ、身を車裂にせらるゝとも傷むへきよあら  
 ずきて、少くも悲みたまはず、只時につけ興にふれて、諷詠一日と云たるといへ  
 る如く、囚はれと成給ひて後も、或は鶯歸雁によせて心は憂をかこち、或は百首  
 歌を詠して晴せぬ思を述ぬまひ、言の葉、新葉集に多く見ゆる中にも、かかる  
 とも何かなけかんとうち誦しては、慷慨に客聲を吞、まよふ憂世もぬ、君れぬめ  
 と吟しては憂國の徒涙よむせふもありぬへ、あはれ今一年の齡を延て、朝敵の  
 亡ふるをも見、還幸のよろこびにも逢たまは、御心盡ものかひもありぬへか  
 りけるを逆旅の草のまくらに一朝の露とさる、郊原の秋の霧に千歳乃哀を殘

とたまへる事、こり悲しけれ、かくて元弘三年の五月、鎌倉も六波羅も一時よ  
 亡ひて、主上花洛に還幸ありしか、笠置没落の時囚われと成て、國々へ流され  
 る人々、追々よ歸洛まします中よ、一人公の歸らせ給はぬ事を憐み思ひけるよ  
 や、太政大臣を贈り、文貞公と諡をたまひて其忠魂を千里の外に慰めたまひと  
 よそ、苔の下よも眉目を開かせ給ひけん、いとあされ也、御子あまたはとま  
 せとよ増鏡よ見よたれを、世よ聞よたるは、北の方の御腹よ男子二人はと  
 ます、太郎は家賢、南朝よ仕へて内大臣よ至る、妙光寺殿を申しき、次郎信賢、これ  
 も南朝の内大臣たり、家賢公よ御子三人ははず、太郎長親、大納言よ任と右大將  
 を兼ぬまひけるを、南山乃皇威不振を憂ひ、出家して名を明魏と改め、はとめは  
 南禪寺よはとけれとも、後よは上野國に住たまひて、耕雲山人と号し、假名反  
 切義解耕雲口傳等を著たまひぬ、宗良親王に歌道を學ひて、その詠多く世に  
 傳はれり、薨後土人神と崇む、今妙義權現これ也と云り、次郎長賢、權中納言に至る  
 三郎と僧になりて元要といふ、明國にこもりて法を求めけりをり、

按に、公下総に下りたまひと云は諸書よ見よてきたかなれと、其終りたま  
 ひと所はいつくなりけん稻葉侯の儒臣、磯邊昌言の佐倉風土記よ公家墳在

香取郡名古屋村、其地言「小御門、至今不得畜菑」云々、按元弘之亂云々、尹大納言師賢、配下總國、寓于千葉介貞胤、乃薙髮名素貞、遂卒于下總、實元弘二年十月、而南朝追謚文貞公云々、初師賢詐稱主上、登于叡山、今以小御門名推之、恐師賢之墓歟といへり、是より考るに、貞胤は後醍醐天皇隱岐國へ遷幸の御供にて、三月七日京を發て、彼處へは四月の廿日くる至りつけるよし、増鏡に見えられたは、歸京は五月乃末にありけん、公は五月十日京を出たまひつれば、貞胤具しまゐらせしをすれば日時あはず、たもふよ公をば兼て其支族大須賀胤時預けて、我身より先へ下しまゐらせしなるへし、千葉系圖と考るよ、胤時は備中守といひて、成毛八郎範胤が孫なり、伯父に奈古谷七郎左衛門信胤と云し人もあり、奈古谷は即名古屋村にて、成毛といふ村とは其間とはかに壹里ばかりを隔たり、然れは當時胤時が居館も此邊よて、公をもやかつての近き所に置まゐらせしも乃とこりおもはるれ、今この公家塚といふを見るよ、高一丈四五尺、圍周二十丈ばかりもやあるへからん、芒茨小木生茂りて、登るへき道を絶り、乃下の畑字館内といふ、また南乃方半町ほど隔て、字小御門といふ方二町ばかりの所あり、四方土を築あけて堀とせし形、堀の跡なきたかに残り、かゝれば公のこゝに終らせたまへりといふこと里人も言傳たれば、かたゝ疑なかるへと、又按よ、いよへの露をけしひし云々の御歌、配所にての詠をすれは、所のさまよよくかなひて、一層の感を増こし、ちす、當時千葉の繁花の一聚落よて、ことよ海邊なれば、尋ねぬ草のまくらにり聞とこのたまふまゝくや、むかれは是も公は千葉介に預けられたまひしかせ、貞胤かもとにははれぬし、まさす、胤時扶持しまゐらせしといふ説は、一証となすへきにや、

安政三年九月

○文貞公墳墓考

清宮秀堅著

尹大納言師賢卿墓。在稻葉侯別邑下總國香取郡名古屋村。今呼公家塚。又大六天塚。蓋大六天者大納言之訛。大六天蕃神。豈有塚乎。墓地四面隴。其高一丈五尺許。周回十丈餘。土人嚴禁採樵。若有犯禁者。或立死。或得病云。按太平記云。尹大納言師賢。流于下總。囚千葉介家。年末及強仕。削髮爲僧。

參考引西源院本云、師賢出家年三十二、公卿補任作三十一、公卿補任、暴疾薨。參考云、師賢元弘二年九月流于下總、十月卒于流所、常樂記云、元弘二年十月師賢於千葉薨去、南朝贈師賢曰文貞、增鏡云、五月十日公出都、天正本太平記

云。六月二日公抵千葉。其發京臣妾尚多。皆放去。獨伯耆兵衛尉成國爲僧相。從南方記傳云。元弘二年十月廿九日於配所薨。新葉集文貞公歌詞書云。十月末疾病。撰者書其尾云。翌日薨。各書雖有小異同。其於下總薨也。確然可據矣。而佐倉風土記正德中、稻葉家臣磯部昌實所著千葉郡條不載公墓所在。而香取郡名古屋村爲有其墓。以意測之。當時千葉貞胤徙囚於同族大須賀某家。名古屋別名助崎即其故城址。距千葉城十里餘。鎌倉大草紙載古河成氏之事云。客寓千葉。孝胤而其客寓故墟。不在千葉。而在香取郡御所臺村。亦距千葉十里餘。據此則所謂千葉者。通其守護地稱之可知。而不必在千葉矣。抑公南朝全節大臣。宜祀于國。而其墳墓埋沒榛莽。世無知之者。可勝慨嘆哉。余因謂當時與公竭忠帝室者爲楠公。元祿中。水戶義公建石于其墓。今烈公實義公之裔孫。而德望位階爲諸侯之冠。倘得請其書以表公墓。則東西輝映。爲千古美談。而公在天之靈。冀有少慰焉。乙卯歲。就稻葉侯家臣某謀之。某以爲善。周旋最勤。九月二十八日詣水戶邸。謀諸藤田東湖。東湖亦大喜。乃介東湖請烈公書。贈太政大臣藤原文貞公墓十一字于碑面。從三位權中納言源齊昭書之。從五位下長門守稻葉正邦建之。二十五字于碑陰。既而十月二日大震。東湖壓死。越四日烈公令使者某來。稻葉侯家。問其虛實。于是侯追人名古屋村。覆詳事蹟以報之。事將成。而邊海有風魚之警。內外多故。烈公亦以病薨。遂寢不果。洵爲遺憾。故詳記其事。以告後之繼志者云。

余聞乙卯黃災。烈公自作書。遣急使於其國。文曰。父子無恙。一田大病。江館之安危。以八字了之。而盡得其要領。急遽之際。應變之才。可想見焉。而不僅聞二日。問邸第之顛倒。而遣人問不急之墳墓事蹟於稻葉家。其表樊忠義之切切。可以睹焉。嗚呼。此兩事雖小。以足概烈公之平素。今因作者偶憶此事。故附記焉。

○文貞公年表

村岡良弼編

公之履歷。大日本史本傳備矣。近時伊能氏有事蹟考。清宮氏有墳墓考。攷證精核。無復餘蘊。然至拜除年月。概從闕略。爲可憾焉。乃不自揣參考公卿補任。太平記。增鏡。常樂記諸書。叙其年月。并繫建祠由來。作年表。

後伏見帝

正安 亥己

後二條帝

二 子庚

後醍醐帝

三 丑辛  
公生○父内大臣從一位輔信。母參議惠繼孫

後醍醐帝

乾元 寅壬  
正月廿八日叙爵

後醍醐帝

嘉元 卯癸

後醍醐帝

二 辰甲

後醍醐帝

三 巳乙

後醍醐帝

德治 午丙  
正月五日叙從五位上○十二月廿二日任侍從

後醍醐帝

二 未丁  
二月九日叙正五位下

後醍醐帝

延慶 申戊

後醍醐帝

二 酉己  
九月一日叙從四位下。四日侍從如故。十二月廿六日任右近衛少將

後醍醐帝

三 戌庚  
十二月廿八日叙從四位上

後醍醐帝

應長 亥辛  
三月四日轉左近衛中將

後醍醐帝

正和 子壬  
正月十三日叙攝關。十月十二日叙正四位下

後醍醐帝

二 丑癸

後醍醐帝

三 寅甲

後醍醐帝

四 卯乙  
十一月廿三日叙從三位。左近衛中將如故

後醍醐帝

五 辰丙  
四月六日叙右大辨。七日左近衛中將如故。十二月廿二日轉參議

後醍醐帝

文保 巳丁  
正月廿二日叙遠東大寺長官。佐領守。七月七日拜中納言。十月九日轉參議

後醍醐帝

二 午戊  
八月七日兼中宮權大夫。十六日叙正三位

後醍醐帝

元應 未己

後醍醐帝

二 申庚

後醍醐帝

元亨 酉辛  
正月五日叙從二位。十一月一日因父喪解官

後醍醐帝

二 戌壬  
二月廿六日除服復任權中納言兼中宮權大夫

後醍醐帝

三 亥癸  
正月十三日兼右衛門督

後醍醐帝

正中 子甲

正平	興國	延元	建武	三	二	元弘	二	元德	三	二	嘉曆	二
四廿	六	四	二	酉癸	申壬	未辛	午庚	巳己	辰戊	卯丁	寅丙	丑乙
				六月贈太政大臣藤原貞公	五月十日北條高時源公下總國十月廿九日北條能所年三十二	八月廿四日代帝如延曆寺。九月廿九日薨髮名崇貞		六月廿八日轉大納言	五月八日辭領正尹	二月廿三日罷中宮權大夫。十二月十日陞正二位	二月十九日轉權大納言兼領正尹中宮權大夫如故	正月廿九日兼領正尹能右衛門督

後村上帝

建德	文中	天授	弘和	元中	明德	應永	正長	永享	嘉吉	文安	寶德	享德
二	三	六	三	九	一	四卅	一	二十	三	五	三	三

後龜山帝

後小松帝

光光帝

後花園帝

後西院帝	後光明帝	明正帝	後尾帝	後陽成帝	正親町帝	弘治	永祿	元龜	天正	文祿	慶長	元和	寬永	正保	慶安	承應	明曆
						三	二十	三	九十	四	九十	九	十二	四	四	三	三

後奈良帝	後柏原帝	後土御門帝	應仁	文明	長享	延徳	明應	文龜	永正	大永	享祿	康正	長祿	寬正	文正
			二	八十	二	三	九	三	七十	七	四	二	三	六	一

懿元帝

萬治 三

寬文 八十

延寶 八

天和 三

貞享 四

元祿 六十

寶永 七

正徳 五

享保 十二

元文 五

寬保 三

延享 四

寬延 三

源實公修大日本史。立公傳。成書年月未詳。始於此。

七年壬寅三月。磯部昌信撰佐倉風土記。始表公墓。

後醍醐帝

明和 八

後桃園帝

安永 九

光格帝

天明 八

寬政 二十

享和 三

文化 四十

文政 二十

天保 四十

弘化 四

嘉永 六

安政 甲寅

二 卯乙

六年丁酉二月廿三日。淀侯稻葉正弘命檢墓地。

元年戊申正月。酒宮秀堅著下總國誌。標墓。

九月源烈公贈書稻葉正邦。問墳墓由來。

九月廿八日。秀堅就藤田。請烈公書將立碑。十月六日烈公遣使陳詳事實。



三	四	五	六	萬延	文久	二	三	元治	慶應	二	三	明治
辰丙	巳丁	午戊	未己	申庚	酉辛	戌壬	亥癸	子甲	丑乙	寅丙	卯丁	辰戊
九月伊能頼則著文貞公事蹟考					秀堅著公家增考						三月從四位下行侍從兼美濃守稻葉正邦立碑	

二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四
巳己	午庚	未辛	申壬									
三月有志延旨諫立雜妻于茲近					十月四日香取神宮大宮司香取保禮等○申官大修祭典，歲以爲例			五月十三日澤田總右衛門等上書請建祠	三月十八日賜碑表墓○總右衛門等贈六千三百餘步地，定爲社域	一月廿八日賜號小御門神社	一月大興工事。六月特旨賜幣金。十二月從四位稻葉正邦獻祭田	五月立ノ碑勸阿殿殿建申。六月廿九日遣從三位侍從高辻修長賜金幣。九月二日行神殿柱立式

十五	一月四日、賜 <sub>三</sub> 御級 <sub>二</sub> 爲 <sub>三</sub> 靈車 <sub>一</sub> ○二月、有栖川宮以下五親王、各奇 <sub>三</sub> 金幣 <sub>一</sub> ○四月、一品 <sub>三</sub> 職 <sub>二</sub> 仁親王 <sub>一</sub> 賜 <sub>三</sub> 額字 <sub>一</sub> ○是月、工部告 <sub>レ</sub> 竣廿九日、敕使千葉縣合船越御奉 <sub>三</sub> 安渡 <sub>一</sub> ○行 <sub>三</sub> 大祭 <sub>一</sub> ○六月、遊 <sub>三</sub> 敕使 <sub>二</sub> 河侍從 <sub>一</sub> 賜 <sub>三</sub> 金幣 <sub>一</sub> 廿九日列 <sub>三</sub> 別格 <sub>一</sub> 查幣社 <sub>二</sub> 區 <sub>一</sub> 宮司稱 <sub>三</sub> 立主典 <sub>一</sub> 等員○十二月宮司澤山總右衛門、獻 <sub>三</sub> 社威 <sub>二</sub> 六千餘步及館 <sub>一</sub> 陸 <sub>二</sub> 二段 <sub>一</sub> 敵步○距 <sub>三</sub> 光 <sub>一</sub> 年 <sub>二</sub> 實 <sub>一</sub> 五百五十年
十六	一月以 <sub>三</sub> 四月廿九日 <sub>一</sub> 定爲 <sub>三</sub> 例祭 <sub>一</sub>
十七	六月、中門及祝詞舍以下成 <sub>レ</sub>
十八	七月、華族青山忠誠、獻 <sub>三</sub> 陸田 <sub>二</sub> 二段 <sub>一</sub> 九敵步 <sub>一</sub> 澤山總右衛門、獻 <sub>三</sub> 水田 <sub>二</sub> 二段 <sub>一</sub> 敵步、陸田八敵步
十九	三月改石垣透垣敷石及 <sub>レ</sub> 一華表等
二十	二月敕使代千葉縣警部長小林南八奉 <sub>レ</sub> 警告 <sub>一</sub> 憲法頒布由 <sub>一</sub>
廿一	
廿二	
廿三	四月拜殿 <sub>一</sub> 至 <sub>三</sub> 華表 <sub>一</sub> 石階及敷石成
廿四	

明治十四年十一月四日出版  
同 廿四年十二月二十日再版

定價金拾錢

發行者

小御門神社事務所

千葉縣香取郡小御門村名古屋

編纂者

小御門神社  
宮司澤田總右衛門

千葉縣平民

澤田總右衛門

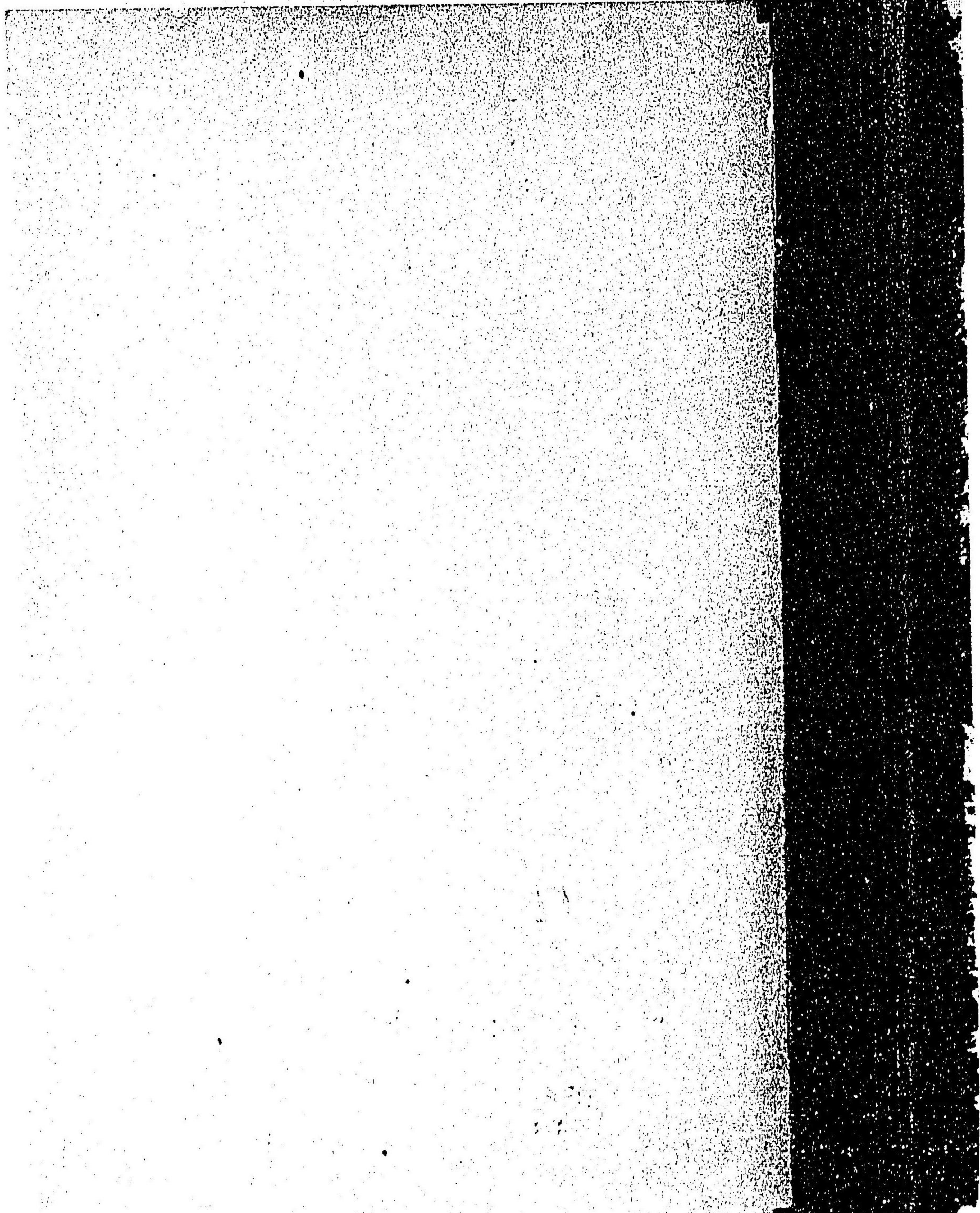
下總國香取郡小御門村  
大字名古屋八百八十貳番地

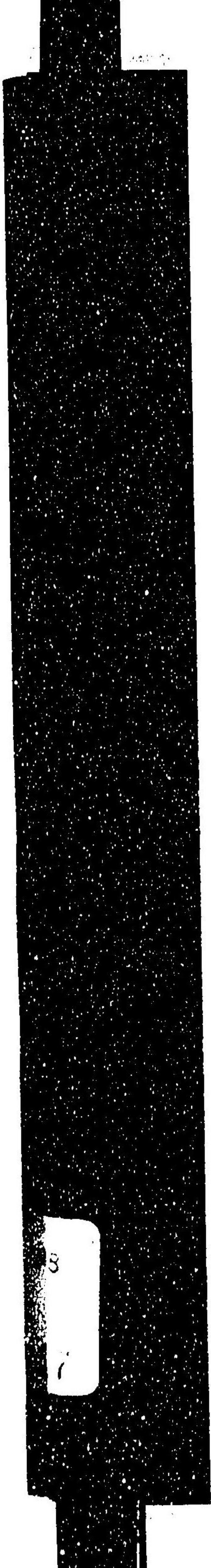
印刷者

東京府平民  
石原德三郎

神田區旅籠町貳丁目七番地

P-33





08  
1

小御門神社御由來記

澤田總右衛門

国立国会図書館

014034-000-1

特48-717

小御門神社御由來記

澤田 總右衛門 / 編

M24

ABB-0288



特

7

